

中部大学民族資料博物館

年報 7号

2017

ANNUAL REPORT Volume 7

2017

Museum of Ethnology Art

Chubu University

年 報

7 号

ANNUAL REPORT

Volume 7

平成 29 年

2017

中部大学民族資料博物館

Museum of Ethnology Art

Chubu University

Annual Report of Museum of Ethnology Art

Vol. 7, 2017

Edited and published by

Museum of Ethnology Art, Chubu University

Matsumoto-cho 1200, 487-8501 Kasugai-shi,

Aichi, Japan

Printed by

Fuji Printing Co.Ltd.

©2017

Chubu University

目次

卷頭言 荒屋鋪透…………… 5

1. 博物館活動報告

展示(常設展・企画展)…………… 8

講演…………… 15

講座…………… 18

実績

1. 開館日数・入館者数…………… 20

2. 団体見学…………… 21

3. 出版…………… 22

4. 広報…………… 22

5. 資料収集・保存…………… 23

6. 教育・普及…………… 24

7. 調査・研究業績…………… 25

8. 出張業務…………… 26

9. 会議…………… 26

2. 組織・施設

組織

1. 職員…………… 28

2. 運営委員…………… 28

3. 外部専門委員…………… 28

4. 諸規程・要綱…………… 29

5. 申請書類…………… 33

6. 関係法規…………… 35

施設…………… 38

3. 研究調査・論文

論文 前田 富士男…………… 40

Contents

Preface

Toru ARAYASHIKI	5
-----------------------	---

1. Report

Exhibitions: Collections / Special Exhibition	8
---	---

Lectures	15
----------------	----

Courses	18
---------------	----

Performance

1. Opening days / Visitor statistics	20
--	----

2. Group tours	21
----------------------	----

3. Publication	22
----------------------	----

4. Public relations	22
---------------------------	----

5. Material collection / Preservation	23
---	----

6. Educational promotion activity	24
---	----

7. Research activity	25
----------------------------	----

8. Business trip	26
------------------------	----

9. Meeting	26
------------------	----

2. Organization and Management / Facility

Organization and Management

1. Museum staff	28
-----------------------	----

2. Steering committee	28
-----------------------------	----

3. External expert adviser	28
----------------------------------	----

4. Regulations	29
----------------------	----

5. Application documents	33
--------------------------------	----

6. National laws	35
------------------------	----

Facility	38
----------------	----

3. Article and Research Report

Article

1. Fujio MAEDA	40
----------------------	----

巻頭言

荒屋鋪 透

中部大学民族資料博物館は本年、2018年4月26日に開館7周年を迎えた。2013年2月に愛知県の大学博物館として博物館相当施設に指定されてから、約5年の歳月が過ぎたことになる。国際関係学部の民俗資料室(1992年、20号館に設置)を前身に、同学部の研究者らが海外の現地調査から収集した民族資料と共に、寄贈を受けた文化人類学資料を中心に、現在、収蔵品は4,000点以上にのぼる。

2017年4月に着任した私は、これら民族資料の展示公開と同時に民族資料博物館以外のコレクション、中部大学の所蔵する、いわゆる大学コレクションを調査することになった。そのはじめは2017年度秋季企画展覧会「河本礫亭・五郎とシルクロード」展(2017年10月19日～2018年1月11日に開催)である。河本礫亭(かわもと・れきてい 1894-1975)は大正から昭和にかけて活躍した瀬戸の陶芸家、染付(そめつけ)という伝統技法で青い絵柄の華麗な陶磁器を残した。河本五郎(1919-1986)は礫亭の養子で、同じ伝統技法ながら、灰釉(かいゆう)という素朴で力強い造形に回帰した。展覧会に出品した礫亭・五郎のコレクションは、学校法人三浦学園名古屋第一高等学校(当時)[現 学校法人中部大学 中部大学第一高等学校]の第7代校長であった馬渡一生(まわたり・はるお)氏から寄贈された陶磁器類、礫亭ら以外も含めた総計約700点から選定したものである。この秋季企画展にちなみ、陶芸家の七代加藤幸兵衛氏(多治見市無形文化財「三彩」保持者)と建築史家の矢ヶ崎善太郎氏(京都工芸繊維大学准教授)に連続講演をお願いした。

また時間は前後するが昨年度からの事業の引き継ぎにおいて、企画展「樹幹——人と自然の共生」を実施(2017年6月1日～8月11日)、これは美術家の世古富保氏(伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館館長)の立体と平面作品を紹介する内容だが、6月1日に本学教授であった千葉成夫氏(美術評論家)と世古氏によるギャラリートークを実施した。

民族資料博物館の活動の柱には大学生・高校生との授業連携である、こうした常設、企画の展覧会ともうひとつ、一般市民に開かれた公開講座の実施がある。「特別講座<古典絵画>」である。講座の講師に日本画家の下川辰彦氏(日本美術院特待・中部大学民族資料博物館外部専門委員)を迎えて、現在、年間26回ほどの実技講座を開講している。2017年度の課題は「鳥獣戯画」であった。

2017(平成29)年度の開館日数は170日、入館者数は5,538人、これに秋季連続講演、特別講座などの催事参加者を含むと、総計6,061人となる。

最後になったが、中部大学民族資料博物館の活動にご支援、ご協力くださった多くの方々に深く感謝申し上げたい。

中部大学民族資料博物館 館長



民族資料博物館（附属三浦記念図書館2階）



特別講座＜古典絵画＞講評会
講師 下川 辰彦氏・受講生 2017年5月23日

博物館活動報告



附属三浦記念図書館 1階 民族資料博物館 入館案内

常設展

会場： 民族資料博物館 展示室

期間： 2017年4月1日(土)～2018年3月31日(土)

内容： 当館所蔵資料より重要資料を展示。

出品： 2,076点

入館： 5,538人

シルクロード室を秋季の企画展示期間に限定し、企画展示会場として活用した。常設展示資料をいったん撤収し、既設の展示ケース内装の一部変更、照明の増設、外部借用のショーケースの実装など、新しい展示レイアウトを措置し、観覧に適した展示空間の実現を工夫した。

なお、展示室の一部は、企画展示に使用するので、本年の企画展示が陶磁器作品となることに留意した。つまり、美術工芸作品をケースに陳列して鑑賞するために、照明の数、角度を一層配慮した。その他、図録、解説パネル、関連年表等の教育資料の設置も、企画展示と関連して改善を行った。

本年度は、常設展示と関係して、材料資料について外部より協力提供を受けることができ、当館の学習テーマの一つである「素材研究」の観点を展示に加えることができた。

常設展示室は、当館の前身としての民俗資料室の収集した民族資料と、本学法人の収集してきた歴史資料とを合わせた二部構成を基本としている。 (原田)



民族資料博物館 常設展示 松浦コレクション



民族資料博物館 常設展示 シルクロード室

平成 28 年度 特別講座＜古典絵画＞

受講生 制作作品発表展示

会場： 民族資料博物館 多目的室＋附属三浦記念図書館
館 1 階エントランスホール

期間： 2017 年 5 月 9 日（火）～5 月 23 日（火）

内容： 当館企画の日本画実技制作講座を受講した一般参加者の成果発表を展示。

出品： 平成 28 年度特別講座受講生 17 人 30 点

賛助出品： 下川 辰彦 画家・日本美術院特待 1 点

担当： 下川 辰彦・原田 千夏子

入館： 752 人

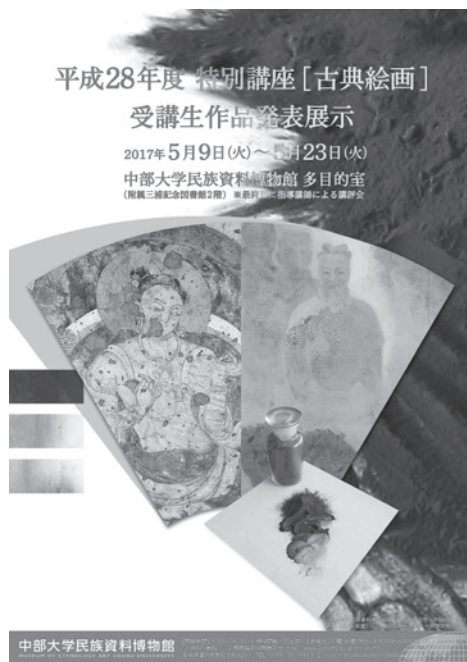
春季に、前年度（平成 28 年度）の「特別講座＜古典絵画＞」の受講生の成果発表展示を行った。例年は、前年度末から翌年度明けの時期に行うことが多いが、3 月上旬まで開催した別展示における展示資料の搬出時期の延長により、展示会場等の諸施設の利用できる時期が変更となったためである。

わが国の画壇で日本画を代表する画家として著名な日本美術院・下川辰彦氏に本年も全面的な協力をいただいた。このような制作講座を開講しうる大学は、国内でも例をみない。下川氏の支援に謝意を表する次第である。

この特別講座＜古典絵画＞は、当館主催で通年にわたり日本画の作品制作を行う一般対象の講座である。例年、年度の集大成として年度末に制作作品の発表展示を開催してきたが、平成 28 年度受講生の場合は、2 階の展示室の事情で時期を遅らせての今年 5 月の開催となった。一年間にわたってじっくり作品に向き合うという姿勢は、制作者にとって工程作業を丁寧に取り組む心理的余裕が生まれ、また計画的な進行内容を一連の流れとして組み立てて考える思考力も備わり、その結果、作品そのものの完成度も高まる傾向にあることが年度を重ねるごとに実感してわかる。

受講生のなかには、2 作品を一対に見立てて連作のイメージを構想し、また 3 作品を一つのテーマに構成して展示する作品に仕上げるなど、さらにはかつて制作した作品を再度見直し、再挑戦する場合もあった。作品制作には終わりがなく、本人の意識の持ちよう如何によって、より高めていく追求の繰り返しだといえるだろう。そのような心情をわずかでも抱き始めることによって、制作作品だけでなく古今の作品や歴史、また日常の風景に対峙するときの意識も深まるはずである。

（原田）



作品発表展示ポスター



展示会場

樹幹——人と自然の共生

会場： 民族資料博物館 シルクロード室(一部)・
多目的室+附属三浦記念図書館1階エントランス
ホール

期間： 2017年6月1日(木)～8月11日(金)

内容： 世古富保氏によるテラコッタ・合成樹脂・油絵具等
を素材とする作品の展示。平面と立体表現を結合
する現代美術作品。

出品： 29点

催事： ギャラリートーク

世古 富保+千葉 成夫 6月1日

企画・担当： 世古 富保・千葉 成夫

入館： 1,853人

夏季は、現代美術作品の紹介として本展を開催した。世古富保氏は中部大学出身で、現代美術家としての長年の優れた制作活動は専門家によく知られている。本展のテーマは、伊勢神宮とその周辺の自然風景の生命性にもとづく抽象表現の追究である。風景から受けとる感覚に連続した生命的所作を形態化し、独特の抽象作品を作り上げてゆく。作品の素材はテラコッタや合成樹脂、油絵具など。平面と立体の両方の造形から実験的なアプローチを具体化した斬新な作品が展示された。企画・構成・展示は、作品制作者である世古氏があたった。千葉成夫氏は、現代美術評論家で前・中部大学教授である。

以下は、世古富保氏による本展への寄稿。 (前田)

* * *

「展覧会〈樹幹——人と自然の共生〉に寄せて」

世古 富保

このたびの企画展で、初めに千葉先生から企画のお話をいただきましたときには、民族資料博物館で発表させていただくことに、正直少し不安を覚えました。と言いますのも、展示場の全てが民族学関係の資料のため、現代美術である私の作品が周囲の雰囲気壊さないか、また自身の作品が浮いてしまうのではないか、等々の心配事でした。初日までの三日前位に、大勢の方々の応援を受け、無事に展示準備も完了し、その後、館内の常設展示品を落ち着いて眺める時間もできました。すると、パプアニューギニアの武器や斧、仮面などの品々に、美術家として私が長い間目指してきた「自然の力や精霊の気のような生命感」を強く感じ、衝撃を受けました。私は今まで沢山の現代美術を拝観してきましたが、それ以上に内に秘める精神世界を垣間見たわけです。更には、これら仮面や武器、道具などには、作り手の上手く造ろうという気取ったものが全く無く、造る対象物との間に微塵もすき間がないことです。これは世界の最高レベルといわれる現代美術作品ですら滅多にお目にかかりません。

今回の発表は、個人的には自分の作品が周りの素敵な展示品及び雰囲気に非常に馴染んだように思いましたし、私にとっては何よりもパワーを授かった特別な企画となりました。

ギャラリートークにおきましては、千葉成夫先生が企画展示資料について丁寧な解説いただきました。また、多くの方に聴いていただき深く感謝致しております。本当に有り難うございました。



展示会場

河本礫亭・五郎とシルクロード

会場： 民族資料博物館 シルクロード室＋附属三浦記念
図書館 1 階エントランスホール

期間： 2017 年 10 月 19 日(木)～2018 年 1 月 11 日(木)

内容： 本学所蔵の陶磁器資料のうち、瀬戸焼の陶磁器作家の河本礫亭と河本五郎に焦点をあて、二人の作品とそれに関連する材料資料を展示。あわせてシルクロード圏で発達した磁器の様式交流と、日本近代から戦後にかけての瀬戸焼の発展を概観する解説図録を作成した。

出品： 59 点

催事： 1. 特別講演

i. 七代 加藤 幸兵衛

10 月 19 日・附属三浦記念
図書館 3 階セミナールーム

ii. 矢ヶ崎 善太郎 11 月 14 日・附属三浦記念
図書館 3 階セミナールーム

(i、ii の内容は、民族資料博物館『連続講演記録 2017』8 頁以下参照)

2. ギャラリートーク

七代 加藤 幸兵衛 10 月 19 日

出版： 『河本礫亭・五郎とシルクロード』図録

企画： 荒屋鋪 透・前田 富士男・原田 千夏子

担当： 原田 千夏子

入館： 1,956 人

平成 15 年から本学に寄贈された約 600 点の陶磁器作品や茶器資料のうち、当館では、地元地域に関連するテーマとして、瀬戸焼の二人の現代陶磁器作家に焦点をあて 59 点を紹介する企画展示を行った。企画内容には、当館の学習提案の柱の一つとしている「シルクロード文化圏を軸とした比較文化による観点」を念頭に入れ、展示解説に、瀬戸焼の染付磁器の発展の背景に、源流となる中国磁器の技術や様式が海陸のシルクロードを通じて西アジアやヨーロッパの流通経済とともに発達したという文化的地盤を視野に取り入れることで、瀬戸焼の古今の位置づけにアプローチできる観点をもつよう配慮した。

さらに、もう一つの当館の学習提案の柱でもある「素材研究」の観点から、磁器の焼成法の違いによる色味を示す材料サンプルや現代の加工彩料・専用筆を瀬戸の関連企業から、また比較として日本画における天然顔料を日本画家から借用し、作り手の側の視点を検証した。作品の実物に、産業発展の歴史的背景と制作の素地の解説を合わせることで、作り手とともにその周辺の社会の姿を連想できるような鑑賞の場を構成するよう意図した。

今回の展示作品の作者、河本礫亭と河本五郎は、大正から昭和にかけて東海地域で活躍した作家で、戦前から戦後にかけて、日本における生活様式や価値観が大きく変化する時代性のなかで力強くそれぞれの生き様を作品制作に懸けて生きた。生活のなかでの焼物自体のあり方も 21 世紀の今、また日々変わりつつあり、若者の多くは地場産業との接点を持つ機会は一層少なくなっている。それゆえ、当館では、地域における「ものづくり」に挑んだ先人たちの、古今をみつめて自身の行方を探求した果敢な姿を断片でも紹介したく努力した。学生諸君が未来を想うときに、こうした芸術家の生き様を記憶の一隅に添えられるように工夫も試みた。今後の企画展示テーマには、こうしたメッセージ性を重視してゆきたい。

また、もう一つの新たな試みとして、常設展示エリアであるシルクロード室を企画展示用に活用する際に、青色を基調とする染付磁器が主要な展示作品となることから、思い切って既設の展示ケースの内装や壁面の一部に青色を採用した。また天井と展示ケース内部の照明を増設し作品の見え方をこれまで以上に検討したことで、個々の作品と室内全体の統一感との両面を再考した新たな鑑賞空間の実現も一部ながら可能になった。

本展は入館者も多く、展示内容は高い評価をえた。来館者の声には、昭和の生活風景のなかで親しみをもって眺めていた瀬戸焼の器に対する記憶や印象を語るものもあり、身近な一工芸品のなかに人びとの生きる息遣いを感じる良い展観となった。

(原田)



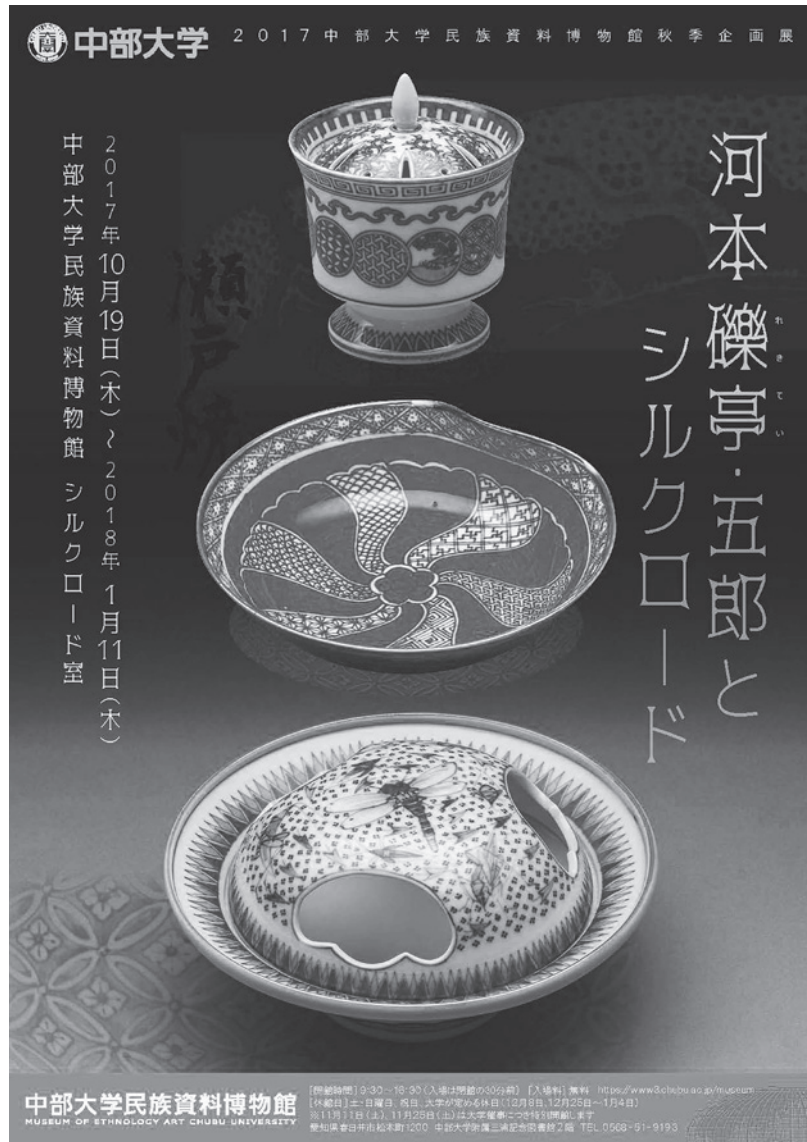
展示会場

出展作品リスト

No	作者	作品名称	技法	材質	寸法(cm)	所蔵先
1	河本礫亭	青華花鳥文花生	染付磁器		32.5×11×11.5	学校法人中部大学
2	河本礫亭	青華菓子鉢(祥瑞写)	染付磁器		5×16.8×8.5	学校法人中部大学
3	河本五郎	掛花入 面 (陶面)			23×10.5×6	学校法人中部大学
4	作者不詳	星型タイル テラコッタ			7×7.5×3.4	学校法人中部大学
5	作者不詳	刻文土器(壺) テラコッタ			13.5×16	学校法人中部大学
6	作者不詳	ライオン香炉 大理石			18×6×6	学校法人中部大学
7	作者不詳	ペルシャ七宝ボウル			33.5×14.5	学校法人中部大学
8	作者不詳	彩文土器(壺) テラコッタ			16×15×25	学校法人中部大学
9	作者不詳	刻文土器(皿) テラコッタ			25.3×6.6	学校法人中部大学
10	作者不詳	彩文土器(壺) テラコッタ			14×15×23	学校法人中部大学
11	作者不詳	ペルシャ七宝 大皿			38.6×9.2	学校法人中部大学
12	河本礫亭	青華桐葉文香爐	染付磁器		8.5×6×5.5	学校法人中部大学
13	河本礫亭	青華香爐	染付磁器		11×9×6	学校法人中部大学
14	河本礫亭	青華山水花瓶	染付磁器		23×16.5×15	学校法人中部大学
15	河本礫亭	仿祥瑞茶碗			7.3×11.5×5.8	学校法人中部大学
16	河本礫亭	青華戌之絵茶碗	染付磁器		7.8×10.8×5	学校法人中部大学
17	河本礫亭	青華設彩花鳥紋花瓶	染付磁器		21.5×12×10.8	学校法人中部大学
18	河本礫亭	青華紅葉梅花茶碗	染付磁器		8.5×11.4×5	学校法人中部大学
19	河本礫亭	青華梅竹紋茶碗	染付磁器		7.8×14(変形)×6.6	学校法人中部大学
20	河本礫亭	染付丸紋花瓶	染付磁器		25×12.5×11	学校法人中部大学
21	河本礫亭	青華桐葉紋灰皿	染付磁器		6×内 9.5×9.8	学校法人中部大学
22	河本礫亭	青華灰皿	染付磁器		9×内 13.7、外 18.5×8	学校法人中部大学
23	河本礫亭	青華山水花瓶	染付磁器		23.5×11.5×11.8	学校法人中部大学
24	河本礫亭	青華人物紋茶碗	染付磁器		6.5×12.7×5	学校法人中部大学
25	河本礫亭	青華唐草紋洋酒器	染付磁器		18.5、6.2×6.7、4.4×7.7、3.4	学校法人中部大学
26	河本礫亭	青華桐竹唐草紋花瓶	染付磁器		24×12×11	学校法人中部大学
27	河本礫亭	青華七寶紋花瓶	染付磁器		13×12×11.7	学校法人中部大学
28	河本礫亭	青華魚藻紋灰皿	染付磁器		4.5×内 10、外 24×9.5	学校法人中部大学
29	河本礫亭	青華花鳥紋花瓶	染付磁器		23×8×8	学校法人中部大学
30	河本礫亭	青華梅紋花瓶	染付磁器		21.5×6×8.3	学校法人中部大学
31	河本礫亭	青華三彩唐草紋花瓶	染付磁器		35×13×13	学校法人中部大学
32	河本礫亭	梅花黄鳥之図花瓶	染付磁器		23.5×16.3×16.5	学校法人中部大学
33	河本礫亭	青華仙桃紋花瓶	染付磁器		21×12.8×11	学校法人中部大学
34	河本礫亭	青瓷仿民吉七宝紋花瓶	染付磁器		27×16.8×14.8	学校法人中部大学
35	河本礫亭	青華設彩草紋花瓶	染付磁器		14×11.2×11.2	学校法人中部大学
36	河本礫亭	青華花鳥文花瓶	染付磁器		21.5×11×12	学校法人中部大学
37	河本礫亭	青華梢実小禽紋花瓶	染付磁器		21.5×9.5×10.3	学校法人中部大学
38	河本礫亭	青華三聖果紋花瓶	染付磁器		25×15×14	学校法人中部大学
39	河本礫亭	青華阿蘭陀写花文菓子鉢	染付磁器		9×16.5×6.3	学校法人中部大学
40	河本礫亭	白磁仙桃紋菓子鉢	染付磁器		8×18.3×13	学校法人中部大学
41	河本礫亭	青華唐草紋花瓶	染付磁器		17.5×10×11	学校法人中部大学
42	河本礫亭	染付葡萄文花瓶	染付磁器		22.5×11.3×11	学校法人中部大学
43	河本五郎	白瓷印花紋花瓶	白瓷		19×13×13.8	学校法人中部大学
44	河本五郎	灰釉壺	灰釉		17×8×12	学校法人中部大学
45	河本五郎	灰釉刻文四方壺	灰釉		14.6×11.5×23.8(13.5)	学校法人中部大学
46	河本五郎	灰釉群鳥壺	灰釉		18×12×10.5	学校法人中部大学

- 47 河本五郎 ぐい呑(染付鳥の絵) 染付磁器
5.5×7.7×4.8 学校法人中部大学
- 48 河本五郎 灰釉茶碗 灰釉
6.7×14.8×4.5 学校法人中部大学
- 49 河本五郎 湯呑(灰釉鳥紋) 灰釉
10.5×6×5.5 学校法人中部大学
- 50 河本五郎 湯呑(灰釉鳥紋) 灰釉
10×6×5.5 学校法人中部大学
- 51 河本礫亭 青華山水文鎮 染付磁器
4×11.7 学校法人中部大学

- 52 河本五郎 灰釉鳥紋花入 染付磁器
18.3×7×7 学校法人中部大学
- 53 河本五郎 灰釉刻文四方花器 灰釉
14×10.8×24.5 学校法人中部大学
- 54 河本五郎 灰釉花入 灰釉
23×10×12 学校法人中部大学
- 55 <陶芸>絵付焼成関連サンプル (資)梶田絵具店
- 56 <陶芸・日本画>顔料 (資)梶田絵具店・個人蔵



河本礫亭・五郎とシルクロード展 ポスター

平成 29 年度 特別講座＜古典絵画＞

受講生制作作品発表展示

会場： 民族資料博物館 多目的室＋附属三浦記念図書館 1階エントランスホール

期間： 2018年3月22日(木)～4月12日(木)

内容： 当館企画の日本画実技制作講座を受講した一般参加者の成果発表を展示。特に、今年度は、自由課題制作のほか、模写作品制作を課題に追加し、受講生全員が国宝の絵巻物の各場面を担当した。古典絵画の彩色や技法を具体的に学習し、今後の各自の創作の素地の拡大を企図した。

出品： 平成 29 年度特別講座受講生 17 人 34 点

賛助出品： 下川 辰彦 画家・日本美術院特待 1 点

担当： 下川 辰彦・原田 千夏子

入館： 442 人

当館主催で一般対象として開講している生涯学習プログラムの日本画実技制作の講座(受講料有料・定員制・通年)の受講生による制作作品の成果発表展示を行った。本講座は、絹絵、板絵、日本画といったさまざまな基底材による制作を自由選択で同時に学習できる環境を用意している。さらに今回は、各自が自由課題を選ぶとともに、全員で国宝《鳥獣戯画卷》(平安時代)の再現模写に挑戦した。原本は絵巻物のため、担当場面を受講生によって区切り、現代の材料を特別な技法によって古色に仕上げる手法を指導講師の指導によって試みた。受講生は、古の絵師による巧みな墨の線描と濃淡を味わいつつ、それぞれ臨写、上げ写しを行い、作品を仕上げた。

他方、創作品と並行して工程を進めていくスケジュール進行については、限られた回数ながら、講座の時間帯において指導講師の指導を仰ぎ、講座の行われな夏季や冬季の大学長期休暇期間中に各自が自身の時間配分を調整しながら行っていく方式を実現した。受講生は、時間を惜しみつつ熱心にそれぞれが充実した期間を過ごした。

(原田)



作品発表展示ポスター 表面



展示会場



作品発表展示ポスター 裏面



附属三浦記念図書館 1階 展示

平成 28 年度 特別講座〈古典絵画〉

受講生制作作品発表 講評会

会場：民族資料博物館 多目的室

期日：2017 年 5 月 23 日(火)

講師：下川 辰彦 画家・日本美術院特待

内容：当館企画の日本画実技制作講座を受講した一般参加者の制作作品発表の講評。

参加：25 人

春季に開催した「特別講座〈古典絵画〉」の平成 28 年度受講生の成果発表展示について、指導講師下川辰彦氏による作品講評会を開催した。下川氏の指導のもと、毎年、講座における課題テーマを少しずつ拡充・変化させ、その結果、受講生の制作意欲は減退することなく活動を発展・継続している。通年で進める教室内の空気をよりよくする指導講師による創意工夫である。

作品講評会においても、次の制作につながるヒントを共有し、受講生自身による検証にもとづき、主体的に制作に取り組むための説明と指導がなされた。

今回の講座受講生による展示作品は、紙本 26 作品、絹本 3 作品、板絵 1 作品の計 30 点で、一人当たり 2 点を出品しているが、一年間の制作のなかで、小品も含むものの、3 点以上を同時に並行して描いている場合もあり、展示において提出作品を厳選する人もいたようである。また、このうち創作作品ではなく古典絵画の模写制作として出品された事例は 4 点ある。

制作する方法は描き手の趣向によるもので、一点に集中するか、複数を並行するか、進行の仕方は自由である。しかし、本講座における指導講師の説明によれば、描く対象や基底材の取扱い方によって、複数の制作を手がけることも、一つの作品に時間をおいて冷静に観察し直すことにもつながり、それがかえって新たな発想を生み出す契機になるともいう。このような観点に触発され、多くの受講生たちも創作意欲を駆り立てられてきたようである。

講評会においては、制作途中には気がつきにくい表装後の展示会場の照明が論じられ、陳列したなかで作品全体を眺めた場合の見え方に対し、指導講師は構成のとり方と彩色の色調のバランスのとり方など、一点一点丁寧に指摘された。各自は今後の制作に活かすよう熱心に聴き入りメモをとる姿もあった。

(原田)

ギャラリートーク

「樹幹——人と自然の共生」

会場：民族資料博物館 シルクロード室・多目的室

期日：2017 年 6 月 1 日(木)

講師：世古 富保 現代美術家

千葉 成夫 現代美術評論家

内容：当館企画展「樹幹——人と自然の共生」の開催初日に、制作者である世古富保氏を会場に迎え、その制作論や芸術観について、千葉成夫氏が対談形式で紹介と解説を行った。

参加：55 人

夏季企画展示「樹幹」の展示作品制作者である本学卒業生の美術家世古富保氏と美術評論家千葉成夫氏によるギャラリートークが館内の展示室にて行われた。現代美術作品が、どのような思考や感覚のなかで創造されていくのかについて、地域の美術ファンが集い、対話で交流するひとときを過ごした。

制作過程を重視する作家の言葉から、観賞者はさまざまに想像をかきたてられる。作家が制作する行為そのものに意味を探索し、連続した所作を通じて、物質を扱う指先の触感を繰り返し味わいながら、いつしか自身の存在を忘れてしまうような精神の自由の境地を見出し、そのような姿は、自己存在を追求する果てに、自らを自然に同化させることに喜びを見出す、まるで禅的な心境に向かう求道僧のような印象をもたらした。

作品の感じ方は人それぞれでよい、とのことで観る人も自分なりの共感のきっかけを考えてみたようである。新たな観賞法の楽しさがみつかる契機となった対談である。

(原田)



ギャラリートーク 世古 富保氏・千葉 成夫氏

秋季企画展 連続講演(第1回)

「染付とシルクロード——河本礫亭・五郎展 によせて」

会場： 附属三浦記念図書館 3階 セミナールーム

期日： 2017年10月19日(木)

講師： 七代 加藤 幸兵衛

陶芸家・多治見市無形文化財「三彩」保持者

司会： 中村 文治 株式会社桂花堂 代表取締役

内容： 染付とは藍青色に発色する陶磁器。その成立をペルシャ—中国景德鎮窯—伊万里焼—オランダ・デルトフトと、東西の文化交流を精確にあとづけ、きわめて重要で魅力的な陶磁器史・文化交流史の研究を提示された。

企画： 荒屋舗 透・前田 富士男・原田 千夏子

参加： 50人

記録： 本講演は『連続講演記録 2017』8頁以下に掲載。

秋季に「河本礫亭・五郎とシルクロード」展に関連して2回の講演会を開催した。陶磁器作品を主題とする展示から、第一回目は美濃焼の陶芸作家、七代 加藤幸兵衛氏に、第二回目は、京都工芸繊維大学の茶室建築研究者、矢ヶ崎善太郎氏に講演いただいた。いずれも、歴史文化に関心が高い一般の参加者が多数、聴講した。学生もゼミ参加の一環として受講したほか、また本展内容に関心を持つ多数の学生が参加した。これは、地域の文化振興に活躍した先人をテーマにとりあげた本展の反響のひとつで、大学博物館の基本的理念に則した活動となった。

本講演の講師の加藤幸兵衛氏は、美濃焼の名窯である幸兵衛窯の七代を継承する陶芸家である。古陶磁の表現技法の再現から、さらに現代作品に昇華させる創作表現まで、幅広い時代性を見据えられている。「三彩」の無形文化財保持者として意欲的に活動されるなか、ペルシャ陶器の伝統的な制作技法をイラン他の若手作家に対して技術指導を行われており、国際的に文化財保存活動においても活躍されている。今回の講演においても、シルクロードをキーワードに、染付磁器の歴史とその技法様式の特徴について詳しく解説をいただいた。

講演会場には、加藤氏所蔵の貴重なペルシャの古陶器作品を持参いただき、講演の聴衆に実際に古の器肌を披露された。また講演終了後には、別室の企画展示会場へ赴かれ、聴衆の皆様にとりあつた作品の技法的特徴を解説いただき、望外の貴重な機会となった。瀬戸・美濃の焼物は、私たちの身近な生活空間に溶け込んでいるが、地元の作家たちが先祖代々にわたり、研究を重ねて継承してきた努力で、現在につながる。「ものづくり」の環境の背景をあらためて認識することのできる有意義な機会となった。加藤先生の講演は、本学のメディア教育センターの協力により撮影記録を行い、許可をいただいたうえで、後日、展示期間中に展示室において大型モニターの映像で一部を放映し、好評を博した。これ以降、展示室に長く滞在する来館者が一層増え、多くの方がモニターの前で熱心に耳を傾け、ご覧いただいた。あらためて、焼物の産地である東濃地方における意識の高さを実感し、身近にこうした文化的環境があることを再認識した次第である。また講演参加者から「学生の参加が思うより少なく、非常にもったいない」との発言もあった。作り手の「生」の声を聴くことのできる場として、講演記録を放映した試みの意義は、きわめて大きい。

また、司会の中村文治氏には、秋季連続講演、および秋季企画展示の開催にあたり、陶磁器作品の取扱い等について、さまざまな面でご支援、ご指導いただいた。当館として謝意を表する次第である。 (原田)



講演後に提示資料の質疑に答える七代 加藤 幸兵衛氏



「河本礫亭・五郎とシルクロード」展
会場における七代 加藤 幸兵衛氏のギャラリートーク

秋季企画展 連続講演(第2回)

「茶室に学ぶ、茶人の知恵」

会場： 附属三浦記念図書館 3階 セミナールーム

期日： 2017年11月14日(火)

講師： 矢ヶ崎 善太郎

京都工芸繊維大学准教授

司会： 下川 辰彦 画家・日本美術院特待

内容： 「河本礫亭・五郎とシルクロード」展に陶磁器が出展された点から、茶道に用いられる焼き物の観点、とくに茶室の空間としての茶室建築の内実を論述。一般に認識されていない煎茶の果たした役割が解明された。

企画： 荒屋鋪 透・前田 富士男・原田 千夏子

参加： 57人

記録： 本講演は『連続講演記録 2017』8頁以下に掲載。

秋季に、「河本礫亭・五郎とシルクロード」展に関連したテーマで、講師2名による講演会を開催し、これは第二回目の講演である。

矢ヶ崎善太郎氏は、3年前にも当館の企画講演で、近代における茶室建築の多様性について講演され、好評を博した。多くの方に再講演の希望をいただいたことから、今回は茶陶の焼物に関連する企画展示の会期に、いわば続編として、茶室建築の別の側面について講演をお願いした。

日本では、茶室を移築することによって、先人から建築物とともに建築物の歴史的背景をも継承し、そうした全体に敬意を表し、その歴史自体に価値を見出してきた。また、それぞれの時代性に応じて再解釈を付加して改築する点も、時代の美的感覚を作り出してきた重要な営みにはかならない。日本人固有の価値観として注目すべき点との重要な見解が示された。このような価値付けは日本の茶室独特のあり方で、日本の風土観ならではの発想であるとの指摘とともに、たとえば本学構内の利休茶室(再現建築)、また県内の犬山市の国宝「如庵」が挙げられた。身近な環境に、先人の息吹を甘受しうる誇るべき文化的財産が存在している。この事実は、受講者に大きな啓発となった。

司会の下川辰彦氏からは、日本における水墨画の発達の経緯と、近世の庭園に対する江戸期の人びとの趣向との関係性についての印象が述べられた。これは、大変示唆深いテーマであろう。建築と絵画のように、別の分野の専門研究者が集う風景は、かつての日本では日常的な出来事であったろう。これは、文人たちの自由な語らいの場にも似ており、新たな美の発見を喜びあう意義深い契機となった。

(原田)



矢ヶ崎 善太郎氏の講演

平成 29 年度 特別講座＜古典絵画＞

会場： 中部大学 10 号館 106J ゼミ室

期間： 2017 年 5 月 10 日(水)～2018 年 1 月 17 日(水)
通年 26 回

講師： 下川 辰彦 画家・日本美術院特待

内容： 日本の伝統的な古典絵画技法と材料について制作を通じて学習する講座。学外の一般参加者を対象とし、本学の社会貢献を实践する場としている。

担当： 原田 千夏子

受講： 17 人（学外一般参加者＝受講料有料・定員制）



指導講師による模範実技を観察

毎年、指導講師によって講座内容に新たな要素が加えられる工夫がされている。その結果、日本画の技法と表現の奥深さが受講生によく伝達されている。

これまでのように絹絵、板絵など、和紙以外の基底材に描くという、日本の伝統的な古典絵画技法や材料について、制作を通じて学ぶ他、今年度は、各自の創作作品と別に、古典絵画の絵巻物、国宝《鳥獣戯画卷》をとりあげ、場面ごとに区切り、受講生全員が担当することで、一本の絵巻物の模写作品を完成させることが、全員の共通の課題とされた。

受講生は、自身の作品制作の一方で、模写作品を同時に制作した。国宝の法隆寺金堂壁画の模写事業にたずさわった経験を持つ指導講師によって、秘技とされる、古典的な材料の取り扱いや技法の指導を受けながら、さまざまな工程を進めた。こうした作業状況を講座の補助としてつく学生も身近で観察しながら映像記録をとってきた。伝統文化の具体的な構造を知る貴重な機会となるように館においても運営に配慮している。

以下は、受講生のアンケートの集計報告である。（原田）

平成 29 年度 特別講座＜古典絵画＞ アンケート集計
回収数 15 名

アンケート前文 「このたびは、当館の特別講座を受講いただきまして誠にありがとうございました。／皆様の声を今後の参考にさせていただきますので、以下のアンケートにご協力をお願い申し上げます」。

1. 講座全体について感想をおきかせください。

- | | |
|----------------|------|
| ① 大変関心を深めた | 14 名 |
| ② 普通 | 1 名 |
| ③ あまり関心が持てなかった | 0 名 |

2. 講座の内容でどのような点に関心を持ちましたか、具体的に教えてください。

- ・模写をはじめて勉強しましたが奥が深かったです。
- ・模写は大変でしたがとても楽しく出来ました。
- ・日本画の絵の具の使い方。
- ・色について(絵具)。バック、花、葉の色の使い方。思いもよらない色、その使い方、教えていただくことがたくさんあります。
- ・絵の具、胡粉、墨の基本的な使い方を教えてもらってよかった。
- ・技術的、ものの捉え方、考え方など様々なことに関心を持ちました。
- ・古典絵画の模写が勉強になりました。
- ・各個人に適した制作を完成まで指導されること。
- ・墨の濃淡、墨の扱い方、遠近の出し方、等々(鳥獣戯画)。
- ・修正の方法(胡粉の扱い方と彩色について)
- ・今回は、鳥獣人物戯画の模写に取り組み、初体験の事柄ばかりで大変勉強になりました。
古紙らしくする方法、黄土の作り方、刷毛の動かし方、裏打ち紙の貼り方、タバコを使って琥珀色にする、墨のうすめ方、等。どの場面を強調して描くのか考えながら描く事、線の濃さ、太さ、流れなど細かい作業が必要とされる事に気付きました。
- ・模写をはじめてでしたので、筆使い等とても勉強になりました。
- ・的確な御指導で感謝します。自分の作品だけでなく、いろいろな作品の事を拝見出来て、うれしいです。
- ・個別指導で自分の欠点が教えていただける。
- ・第一に、筆つかい等丁寧に描く、ということ学びました。
- ・本格的な模写をさせていただき、思った以上に、おもしろく参加させていただきました。

3. 講師の指導について、いかがでしたか。

- ① 満足した 14名
 - ② 普通 0名
 - ③ いまひとつ 0名
- (無回答 1名)

4. 講師のどのような指導が良いと思われましたか。

- ・指導の細かさ。技術指導の幅の広さなど。
- ・個々の人の技量に合わせて指導していただける事。
- ・その人のレベルに合ったいい指導で感謝しております。失敗をふくめ、どんな時にも適切に対応していただき作品を完成させることができました。
- ・丁寧に指導していただき、基本的なことも教えてもらえてよかった。
- ・実際に描いていただいたり、話してもらったりして分かり易い。ただ自分でやると理解していない事が分かるのでつらい。
- ・言葉での指導だけでなく実際に絵筆で描いて教えていただくこと。
- ・広い知識と技量と明るい指導。
- ・変化していく絵に、毎回その都度、その絵に合った技法を用いて絵を生かしていただいたこと。
- ・受講生一人一人の絵の描き方の指導を見る事ができ、筆使い、絵の具の溶き方、困った時の対処法など参考になりました。
- ・細かく足りないところを指摘して下さり、メモするのですが、なかなか思うようにいかず、つたない生徒で申し訳なく思っています。先生にはただただ感謝のみです。
- ・どのような場合でも先生の教えで変わっていく所。
- ・先生のアドバイスが自分への絵が変化できる。
- ・先生が美を追求されているところ。たとえ生徒相手でも妥協されないとこ。
- ・それぞれの作品に対して、本人以上にいい向き合って下さる事。

5. 事務的な連絡手続き等で、困った点やお気づきの点がありましたら教えてください。

- ・いつもやさしく親切に対応していただきありがとうございます。
- ・よくご面倒をみていただき感謝致します。
- ・毎年の作品展、制作記録等、感謝しています。平常の程々連絡も充分です。
- ・適切に連絡できるので今まで通りで。
- ・たいへんよくしていただき、ありがとうございました。
- ・駐車場が、広いのにいっぱいになる事もあり学生さんの時間とすこしずれると空いていたりして。

6. 今後、これに類した講座を開催する場合、受講を希望しますか。

- ① 受講する 14名
- ② わからない 1名
- ③ 受講しない 0名

7. 今後、希望される講座内容や、また改善を望まれる点など当館へのご意見・ご要望をお聞かせください。

- ・また一年通しでお願いしたいです。
- ・水墨画
- ・今回は模写をさせていただきました。又違う講座があればと思います。
- ・これまで通りお願いしたいです。
- ・駐車場が近いとありがたい。
- ・課題制作(今回は模写)と、自由制作、良いと思います。本人的には模写で丁寧に描く(見る)ことが少し出来たと思います。
- ・従来通り継続されるよう願っています。
- ・日本画を学びたいので希望したいです。
- ・下川先生の続投を希望いたします。
- ・今回の模写の様に皆で同じテーマで指導していただくのは、教室としての一体感もあり、他の人のとりくみ方も見くらべる事ができて、おもしろかったです。



受講生による実習

実績 1

開館日数・入館者数

平成 29 年度の開館日数は、170 日、入館者数の合計は 5,538 人である。この他、学内の別会場における催事(秋季連続講演:107 人、通年にわたり開催する特別講座:全 26 回延べ 416 人)の参加者数延べ 523 人をあわせると、当館の平成 29 年度の催事参加者は合計で延べ 6,061 人となる。

例年どおり、大学催事への参加を積極的に試み、土日祝日における催事開催時は特別に開館して対応をとった。

平成 29 年度 特別開館対応をした主な催事
 総件数: 21 件 1,068 人(参考:平成 28 年度 17 件、1,182 人)
 内訳
 ・休日の特別開館:11 件 625 人
 ・臨時休館中の特別開館:10 件 443 人

平成 29 年度 入館者数 月別表

月	平成 29 年度			(参考:平成 28 年度)	
	開館日数	入館者数	備 考 (主な出来事・行事)	開館日数	入館者数
4 月	20	351	高校による大学見学(5 件)、入学式(1 日)	22	561
5 月	23	776	春のオープンキャンパス(13 日)、特別講座作品展示(9~23 日)、父母との集い(27 日)、高校による大学見学(9 件)	20	1,088
6 月	24	1,393	夏季企画展示(6/1~8/11)、夏季展示ギャラリートーク(1 日)、父母との集い(17 日)、高校による大学見学(13 件)、グループ見学(1 件)	24	933
7 月	21	225	高校による大学見学(1 件)、グループ見学(1 件)	21	524
8 月	7	235	夏のオープンキャンパス(9~11 日)、高校による大学見学(1 件)、研修内見学(1 件)	17	503
9 月	8	208	高校による大学見学(1 件)	22	211
10 月	14	737	秋季企画展示(10/19~1/11)、秋のオープンキャンパス(7 日)、研修内見学(2 件)、父母との集い(29~30 日)、高校による大学見学 (7 件)	23	817
11 月	22	974	CAAC 連続講座内見学(10 日)、父母との集い(11 日、25 日)、高校による大学見学(10 件)	22	424
12 月	15	363	高校による大学見学(6 件)	16	345
1 月	5	150	小学校見学(1 件)	18	238
2 月	2	9	研修内見学(1 件)	20	77
3 月	9	117	学位記授与式(23 日)、高校による大学見学(1 件)、特別講座作品展示(3/22~4/12)	9	389
計	170	5,538	※長期休暇以外の臨時休館期間(8/12~9/17、9/26~10/18、1/12~3/20)	234	6,110

特別開館した催事等は次のとおり。

休日の特別開催:

1) 5月13日(土)春のオープンキャンパス	75人
2) 5月20日(土)国際NPOボランティア関係者見学	4人
3) 5月27日(土)「父母との集い」	38人
4) 6月3日(土)中部大学第一高等学校 PTA	96人
5) 6月17日(土)「父母との集い」	69人
6) 7月17日(月)(祝)海の日	5人
7) 8月9~11日(金)(祝)夏のオープンキャンパス	142人
8) 9月18日(月)(祝)敬老の日	9人
9) 10月7日(土)秋のオープンキャンパス	26人
10) 11月11日(土)「父母との集い」	86人
11) 11月25日(土)「父母との集い」	75人

臨時休館期間の特別開館:

1) 9月28日(木)「国際基礎演習」	60人
2) 9月29日(金)愛知県内海高等学校	108人
3) 10月3日(火)2017「科学技術振興機構「さくらサイエンスプラン」中国 同済大学浙江学院、嘉興学院、紹興文理学院	26人
4) 10月5日(木)「国際基礎演習」	80人
5) 10月5日(木)フレンドシップ・フォース岐阜	5人
6) 10月12日(木)産官学連携推進部	9人
7) 10月17日(火)JICA 海外研修員	23人
8) 1月26日(金)春日井市北城小学校	91人
9) 2月6日(火)圓光大学校	6人
10) 3月7日(水)中部第一高等学校	35人

<授業利用>

1) 4月18日(火)スタートアップセミナー	17人
2) 6月8日(木)国際関係学部 スタートアップセミナー	140人
3) 6月13日(火)「博物館経営論」	60人
4) 6月22日(木)国際関係学部ゼミ	6人
5) 9月28日(木)「国際基礎演習」	60人
6) 10月5日(木)「国際基礎演習」	80人
7) 10月30日(月)「博物館展示論」	45人
8) 11月2日(木)「博物館資料保存論」	43人
9) 11月10日(金)CAAC(地域連携講座) 授業内見学	14人

実績 2

団体見学

入館者数のうち、高校の大学施設見学の受入件数は、54件、見学総数は合計2,936人となり、昨年度に比べ90人の減少となった。

その他、市民グループや大学の交流先グループ見学、地域の小中学校研修等において展示室見学があった。

平成29年度 高校見学受入状況

受入件数 計54件 合計人数 2,936人
(参考: 前年度 61件 計 3,026人)

平成29年度 その他のグループ見学等の受入状況
<団体見学・交流等>

・6月13日 高蔵寺 農協関係の方々	20人
・7月20日 建築関係グループ見学	11人
・8月3日 春日井市立小・中学校教員 市内巡回研修	23人
・10月3日 2017「科学技術振興機構 「さくらサイエンスプラン」 中国 同済大学浙江学院、嘉興学院、 紹興文理学院	26人
・10月5日 フレンドシップ・フォース岐阜	5人
・10月12日 産官学連携推進部	9人
・10月17日 JICA 海外研修員	23人
・1月26日 春日井市北城小学校 スタンプラリー式の見学	91人
・2月6日 圓光大学校	6人

実績 3

出版

中部大学民族資料博物館『ニュースレター』12号、2017年5月、全4頁。

中部大学民族資料博物館『ニュースレター』13号、2017年10月、全4頁。

『アフリカ資料(松浦コレクション)公開記念シンポジウム報告書』、2017年6月、全69頁。

『河本礫亭・五郎とシルクロード』、中部大学民族資料博物館企画展図録、2017年10月、全26頁。

『中部大学民族資料博物館 年報 2016』6号、2017年12月、全36頁。

中部大学民族資料博物館『平成 29 年度特別講座「古典絵画」受講生作品発表展示／制作記録集』、2018年3月、全54頁。

『中部大学民族資料博物館 年報 2017』7号、2018年3月、全44頁。

実績 4

広報

取材——

2017年8月23日より 一般社団法人アフリカ協会ホームページ「講演記録」

<http://www.africasociety.or.jp/index.php/archives/2446>
(シンポジウム記録 松浦晃一郎「アフリカへのまなざし・・・広大な自然と多彩な文化」、『アフリカ資料(松浦コレクション)公開記念シンポジウム報告書』中部大学民族資料博物館、2017年6月所収)

10月23日 中部大学放送研究会「チューテレ」秋季企画展取材 (翌週水曜日放映)

CC ネット「C ステーション」秋季企画展紹介(11月放映)

「情報クリップ(「河本礫亭・五郎とシルクロード」展覧会)」、『朝日新聞』(夕刊)、2017年12月15日。

「黒板(平成29年度 特別講座受講生制作作品発表展示——模写《鳥獣戯画卷》と作品)案内」、『中日新聞』(夕刊・文化)、2018年3月29日。

大学広報——

「民族資料博物館」、『中部大学 2018 大学案内』、98頁。

「民族資料博物館」、『CHUBU UNIVERSITY CAMPUS LIFE 2017』。

「平成 28 年度特別講座(古典絵画)受講生作品発表展示」、『学校法人中部大学学園報』518号、2017年6月20日、6頁。

「民族資料博物館 2017 企画展示「樹幹——人と自然の共生」」、『学校法人中部大学学園報』519号、2017年7月20日、7頁。

「展示関連ギャラリートーク」、『学校法人中部大学学園報』519号、2017年7月20日、7頁。

「民族資料博物館 2017 秋季企画展「河本礫亭・五郎とシルクロード」」、『学校法人中部大学学園報』522号、2017年11月20日、6頁。

「民族資料博物館 2017 秋季企画展第1回講演」、『学校法人中部大学学園報』522号、2017年11月20日、6頁。

「世界民族衣装ファッションショー」(民族資料博物館協力)、『学校法人中部大学学園報』523号、2017年12月20日、6頁。

「民族資料博物館 2017 秋季企画展第 2 回講演」、『学校法人中部大学学園報』523号、2017年12月20日、9頁。

「CAMPUS NEWS(中部大学の施設アレコレ)キャンパスに本格的な博物館 民族資料博物館」、『中部大学通信 ウプト wpwt』No.204、2017年11月30日、10頁。

その他(学外の催事案内)――

『おでかけガイド 愛知の博物館 2017.04～2017.09』、愛知県博物館協会。

『おでかけガイド 愛知の博物館』2017.10～2018.03』、愛知県博物館協会。

実績 5

資料収集・保存

本年度における寄贈資料と保存活動は下記のとおり。

寄贈資料――

資料点数 計 362 点

内訳

- ・図書資料(博物館資料として) 6 点(個人)
- ・図書資料(博物館資料として) 350 点(個人)
- ・展示ケース 6 点(公益財団法人)

資料修復・資料保存等――

防虫管理対応として、展示資料のうち、虫害の報告のあった資料について、展示室から回避し、専用薬剤対応で処置し、経過観察を行った。収蔵資料について、収納整理作業の途中で虫害の恐れが見受けられる資料について、収蔵庫より回避し、専用薬剤対応で処置し経過観察を行った。

当館の収蔵資料総計は下表のとおり。

収蔵資料一覧

2018年3月31日現在

地 域		点数	計
シルクロード	コイン	616	719
	その他	103	
オセアニア	オセアニア	479	479 (76)
アジア	西アジア	74	880 (65)
	東アジア	531	
	東南アジア	200	
	南アジア	75	
アメリカ	アメリカ	259	259 (24)
アフリカ	アフリカ	96	96 (8)
ヨーロッパ	ヨーロッパ	159	159 (6)
その他	その他	1	1
小 計			2,593 (179)
その他：コレクション関連資料			1,259 (22)
合 計			3,852 (201)

() は、写真・映像資料数。書籍および参考資料は除く。

教育・普及

生涯学習の企画および実践——

「特別講座〈古典絵画〉の開講」

会場： 中部大学 10 号館 106J ゼミ室

期日： 2017 年 5 月～2018 年 1 月

参加： 通年・連続26回・学内無料／一般参加受講料有料
定員制＝春 15 人 秋 17 人

目的： 大学博物館における絵画制作素材研究を通じて生涯学習の教育普及。

概要： 日本画(絹絵・板絵・日本画)の実技制作を通じて伝統的な天然材料や技法について大学の専門性の高い学習内容を紹介。地域社会との連携活動として毎年、開催し、体験学習を实践、普及する活動である。

平成 29 年度は、自由課題の創作作品の制作と並行し、古典絵画《鳥獣戯画卷》(平安時代、国宝)の模写を行う課題に新たに取り組んだ。全員が各自の担当場面を設定し、一年をかけて、自身の現代作品制作と古典絵画模写を計画的に実践した。完成作品は年度末に、博物館内で展示会を開催し、発表・講評・討議を行った。

指導講師： 下川 辰彦 画家・日本美術院特待

担当： 原田 千夏子

その他の教育普及活動——

「CAAC 連続講座授業内グループ見学に際して学芸員による作品解説」

会場： 民族資料博物館 多目的室

期日： 2017 年 11 月 10 日(金)

参加： 14 人

担当： 原田 千夏子

本学の地域連携事業であるシニア大学(CAAC)のカリキュラムの一つとしての連続講座「旅と文学」の授業において、古典文学の「源氏物語」を教材に取り上げたことから、博物館で以前に紹介した大学資料《源氏物語絵巻》柏木(三)《徳川美術館本)の模写作品についての解説依頼があり、対応した。昨年にも同様の依頼があり、今回は2回目となった。前回は、原本の絵画作品の制作された時代背景の説明に美術史的観点をとりいれながら説明をしたが、今回は実際の模写作品を長く鑑賞しながら、解説をする時間を多くとることがより作品に対する記憶、印象を深めると考慮した。関連の模写作品 3 点は、本学の所蔵資料であ

るが、もとは本学と愛知県立芸術大学の日本画専攻との共同研究成果で、愛知県立芸術大学の文化財保存活動における、模写を専門に研究制作する模写班スタッフによって制作された。これは、古典絵画の伝統的な技法と現在の画家の創意工夫が込められた完成度の高い作品である。平安時代後期に確立された当時の絵画材料に、より近づけた技術を駆使し、天然の顔料や染料の彩色表現を忠実に再現する貴重な資料といえる。常設展示していないために、今回の授業見学では特別公開として披露した。あわせて、平成 25 年に当館の企画展示において制作した日本画の顔料の重ね塗りの効果を示すパネル、とくに彩色見本のように観察できるパネルを解説の参考資料として用いた。現代生活において、一般の目に触れる機会が少ない日本画独特の絵具の美しさを実際に目にすることで、平安時代当時の美意識を想像し、日本の伝統文化の素晴らしさを少しでも再認識できる機会として解説を行った。(原田)

博物館資料の貸出と活用——

「〈世界民族衣装ファッションショー〉への民族衣装の貸出」

催事： 「世界民族衣装ファッションショー」

会場： 中部大学三浦幸平メモリアルホール

日時： 2017 年 11 月 5 日(日)

貸出： 22 点

概要： 本学が主催・公募する「チャレンジサイト／2017 年度」に国際関係学部学生が応募し、そのプロジェクト〈世界民族衣装ファッションショー〉が採択された。その一環として学生が開催した「世界民族衣装ファッションショー」に協力要請があり、当館所蔵の資料を貸し出した。

調査・研究業績

以下の記載形式は、本学の『教育・研究活動に関する実態資料』(中部大学教育研究センター)に準じる。

荒屋鋪 透——

B.論文＝

1. 「1900年パリ万国博覧会出展の黒田清輝によるトリプティック《智・感・情》」、『形の文化研究』10号、形の文化会、2017年3月、15-19頁。(査読有)

C.口頭研究発表・講演ほか＝

1. 「河本礫亭・五郎とシルクロード展によせて」、『河本礫亭・五郎とシルクロード』展図録、中部大学民族資料博物館、2017年10月、3-4頁。
2. 「陶芸家、加藤幸兵衛氏を訪ねて」、『中部大学民族資料博物館 News Letter』13号、中部大学民族資料博物館、2017年10月、1頁。

D.諸活動＝

1. 公益財団法人ポーラ美術振興財団美術品等の収集検討のための専門委員会、2017年5月12日。
2. 名古屋市美術館、美術作品購入委員会、2018年2月5日。
3. 福島県立美術館収集評価委員会、2018年2月22日。
4. 国立西洋美術館美術作品購入等選考委員会、2018年3月2日。
5. 『中部大学民族資料博物館 年報 2017』7号、編集・発行、2018年3月。

前田 富士男——

A.著書＝

1. 『わが内なる神秘のスペイン グノーシスを描く大西甲二』(共著)、大西甲二展実行委員会、美術出版社、2017年4月。

B.論文＝

1. 「史料をめぐる〈歴史＝物語(Geschichte)〉のありか——19世紀ドイツのアート・アーカイヴ」、『美術フォーラム 21』35号、醍醐書房、2017年5月、24-32頁。(査読有)
2. 「アーカイヴのディルタイとドローゼン——〈歴史考訂学(Historik)〉と芸術史」、『ディルタイ研究』28号、日本ディルタイ協会、2017年11月、32-51頁。(査読有)
3. 「働く者としての聖ヨセフ——美術史から見る〈労働〉と信仰」、『カトリック生活』1065号、ドン・ボスコ社、2018年3月号、2-5頁。(査読無)
4. 「〈標準語彙(ボキャブラリ)〉設定、そして学術的専門辞典の概念設定——デジタルヒューマニティズの課題」、『中部大学民族資料博物館 年報 2017』7号、2018年3月、40-43頁。

C.口頭研究発表・講演ほか＝

1. 「グノーシス・モティーフとしての懸崖——十字架のヨハネと現代美術」、形の文化会大会、東京造形大学サテライト教室、2017年6月。

D.諸活動＝

1. 日本学術会議、第一部会員(2017年9月にて、2005年よりの2期6年間の会員+2期6年間の連携会員退職)。日本学術会議提言『21世紀の博物館・美術館のあるべき姿——博物館法の改正へ向けて』、博物館美術館等の組織運営に関する分科会、2017年7月。
2. アート・ドキュメンテーション学会(JADS)、会長。「音楽学における研究図書館とアーカイヴ」、アート・ドキュメンテーション学会、第10回秋季研究集会・企画セッション、印刷博物館、2017年11月19日、運営、セッション討論会・司会。
3. 形の分科会、副会長。2017年6月年次大会(東京)、2018年3月フォーラム(東京)の運営、企画担当。学会誌『形の文化研究』編集委員。
4. ゲーテ自然科学の集い、顧問。
5. DNP(大日本印刷)文化財団、評議員。
6. 慶應義塾大学学術研究支援部、科研申請アドバイス会、講師。

原田 千夏子——

B.論文＝

1. 「河本礫亭と河本五郎——瀬戸陶芸の近代」、『河本礫亭・五郎とシルクロード』展図録、中部大学民族資料博物館、2017年10月、6-10頁。(査読無)

C.口頭研究発表・講演ほか＝

1. 解説「日本の伝統的な絵画表現の特徴について——《源氏物語絵巻(現状再現模写)》と彩色(顔料、染料)を中心に」、中部大学民族資料博物館、CAAC連続講座内、2017年11月10日。

D.諸活動＝

1. 展示担当「河本礫亭・五郎とシルクロード」、秋季企画展、中部大学民族資料博物館、2017年10月19日～2018年1月11日。
2. 調査 ①印刷博物館(東京都)、2017年11月19日。②山口県立美術館、2017年11月26日～27日。③国立科学博物館(東京都)2018年2月28日。
3. 研修 ①平成29年度愛知県博物館協会・研修会、2017年11月7日、名古屋市博物館。②平成29年度愛知県博物館協会・部門研修会、2018年2月23日、博物館明治村。③平成29年度愛知県博物館協会・部門研修会、2018年3月7日、南山大学人類学博物館。

出張業務

- 5月26日 企画展・常設展等の査察(南山大学人類学博物館)(荒屋舗)
- 6月15日 展覧会開会式・内覧会出席(碧南藤井達吉現代美術館)(荒屋舗)
- 6月9日 企画展示調査(多治見市文化財保護センター)(原田)
- 6月30日 企画展示関連の打合せ(大丸松坂屋百貨店美術画廊)(原田)
- 7月7日 企画展示関連の打合せ(桂花堂)(原田)
- 7月18日 秋季講演打合せ(京都工芸繊維大学)(原田)
- 7月27日 企画展示関連の打合せ(名古屋市)(原田)
- 9月26日 秋季講演打合せ(多治見市)(原田)
- 11月7日 愛知県博物館協会研修参加(名古屋市博物館)(原田)
- 11月19日 アート・ドキュメンテーション学会出席(東京都印刷博物館)(原田)
- 11月26日～27日 企画催事関連調査(山口県立美術館他)(原田)
- 12月18日 説明会参加(名古屋ボストン美術館)(原田)
- 2月23日 愛知県博物館協会 部門別研修会参加(博物館 明治村)(原田)
- 2月28日 企画展示調査のため(東京都 国立科学博物館他)(原田)
- 3月7日 展覧会開会式・内覧会出席(国立民族学博物館)(稲ヶ部)
- 3月7日 愛知県博物館協会 部門別研修会参加(南山大学人類学博物館)(原田)

会議

学会会議――

- | | | | |
|------|-------------|------|-------------|
| 第1回 | 2017年 4月11日 | 第2回 | 2017年 4月18日 |
| 第3回 | 2017年 5月 9日 | 第4回 | 2017年 5月30日 |
| 第5回 | 2017年 6月27日 | 第6回 | 2017年 7月20日 |
| 第7回 | 2017年 9月19日 | 第8回 | 2017年10月31日 |
| 第9回 | 2017年11月28日 | 第10回 | 2017年12月20日 |
| 第11回 | 2018年 1月24日 | 第12回 | 2018年 3月 1日 |
| 第13回 | 2018年 3月20日 | | |

運営委員会――

第1回 議事 (2017年7月11日)

報告事項

- 1 平成29年度 運営委員について
- 2 平成28年度 事業活動
- 3 博物館・管財部合同データベース化計画経過
- 4 平成28年度 寄贈資料

審議事項

- 1 平成28年度 決算案
- 2 平成29年度 予算案
- 3 平成29年度 事業活動案
- 4 今後の活動予定案

第2回 議事 (2018年2月7日)

報告事項

- 1 平成29年度 寄贈資料
- 2 平成29年度 秋季企画催事
- 3 平成29年度 予算執行状況
- 4 平成29年度 設備・備品の整備
- 5 博物館・管財部合同データベース構築計画経過

審議事項

- 1 今後の活動予定案

外部専門委員会――

第1回 議事 (2017年10月31日)

報告事項

- 1 本年度催事計画の経過
- 2 前年度における収蔵資料概要、入館者数、開館日数ほか活動の概況
- 3 当館収蔵資料データベース構築計画の進捗
- 4 本年度予算状況

審議事項

- 1 当館の活動全般評価

2

組織・施設



民族資料博物館 2階入口

組織 1

職員

2018年3月31日現在

館長 荒屋鋪 透
人文学部共通教育科 教授
学芸員資格保有

専任事務員 稲ヶ部 正幸
附属三浦記念図書館事務部長

専任事務員 原田 千夏子
学芸員兼務
学芸員資格保有

客員教授 前田 富士男
学芸員資格保有

契約事務補助員 宮沢 桂子

組織 2

運営委員

委員長
荒屋鋪 透 民族資料博物館館長
人文学部共通教育科 教授

委員
鈴木 裕利 工学部情報工学科 准教授
中山 紀子 国際関係学部国際学科 教授
杓谷 茂樹 国際関係学部国際学科 教授
財部 香枝 国際関係学部国際学科 教授
中野 智章 国際関係学部国際学科 教授
澁谷 鎮明 国際関係学部国際学科 教授
宗 テインティン 国際関係学部国際学科 講師
嘉原 優子 人文学部日本語日本文化学科 教授
西山 伸一 人文学部共通教育科 准教授
大橋 岳人 人文学部共通教育科 講師
わけびき 真澄 現代教育学部幼児教育学科 准教授
前田 富士男 民族資料博物館 客員教授
小谷 高秋 管財部長
稲ヶ部 正幸 附属三浦記念図書館事務部長
原田 千夏子 民族資料博物館(学芸員・事務局)

組織 3

外部専門委員

委員
川上 實 愛知県立芸術大学名誉教授・元学長
下川 辰彦 画家・日本美術院特待

中部大学民族資料博物館規程

(設置)

第1条 中部大学(以下「本学」という。)における教育、研究及び文化の振興を図るため、中部大学民族資料博物館(以下「博物館」という。)を設置する。

(目的)

第2条 博物館は、本学の教育方針にのっとり、文化的資料、記録、視聴覚教育資料その他必要な資料(以下「博物館資料」という。)を収集、整理、保存、公開して教職員、学生等の利用に供するとともに、展覧会等を通して社会貢献を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 博物館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館資料を収集し、保管し、及び閲覧に供すること。
- (2) 展覧会、講演会等の催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。
- (3) 博物館資料の利用に関し、必要な説明、助言等を行うこと。
- (4) 解説書、調査研究の報告書等を作成すること。
- (5) 他の博物館等と連携し、及び協力すること。
- (6) 地域の教育文化施設が行う文化、文学、美術等芸術に関する活動を援助すること。
- (7) その他博物館の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 博物館に、博物館長、副館長及びその他学芸員など必要な職員を置く。

(博物館運営委員会)

第5条 博物館に、博物館の運営に関する重要事項を審議するため、博物館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(利用)

第6条 博物館の利用に関する事項は、別に定める。

(事務)

第7条 博物館に関する事務は、図書館事務部において処理する。

(施行細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年4月 16 日から施行し、平成 26 年4月1日から適用する。

中部大学民族資料博物館運営委員会規程

(設置)

第1条 中部大学民族資料博物館規程第5条第2項の規定に基づき、民族資料博物館運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博物館の運営、整備に関する基本事項
- (2) 博物館の利用方策(地域等への開放を含む。)に関する事項
- (3) 博物館情報システムに関する事項
- (4) その他博物館の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうちから学長が指名する者
- (2) 博物館長
- (3) 副館長
- (4) 学長が指名する者

(任命)

第4条 委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 第3条第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じ、学長が欠員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 運営委員会に委員長を置き、博物館長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(定足数及び議決数)

第7条 運営委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

(審議結果の報告)

第8条 委員長は、運営委員会において決定した重要事項を中部大学協議会に報告するものとする。

(専門部会)

第9条 運営委員会に、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、図書館事務部において処理する。

(運営細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

中部大学民族資料博物館外部専門者会議 (博物館外部委員会)施行規則

中部大学民族資料博物館に、中部大学民族資料博物館外部専門者会議(以下「博物館外部委員会」という。)を設置する。

博物館専門者会議の委員は、外部有識者より選出し、博物館運営委員会の議を経て、館長が定める。

博物館外部委員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。

博物館外部委員会は、博物館運営委員会と合同で開催することができる。

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

中部大学民族資料博物館管理運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中部大学民族資料博物館規程第8条の規定に基づき、博物館の入館等に関し必要な事項を定めるものとする。

(博物館の開館)

第2条 博物館の開館は、平日の月曜から金曜までの午前9時30分から午後4時30分までとし、入館は閉館の30分前までとする。ただし、大学の定める休日や夏季一斉休暇期間、冬季年末年始の休暇期間は閉館することがある。

(博物館の見学)

第3条 博物館の見学は無料とし、学内外のすべての人が入館することができる。

2 団体による見学を希望する者は、様式1の申請書を提出のうえ、見学の許可を受けるものとする。

(写真撮影及び写真の使用)

第4条 展示室での写真撮影は原則禁止とする。ただし、調査研究のために撮影を希望する者は、様式2の申請書を提出のうえ、撮影許可を受けるものとする。

2 撮影された写真の利用に関しては、次の条件を満たすことを必要とする。

(1) 利用に際しては、中部大学民族資料博物館の所蔵であることを明示すること。

(2) 撮影、借用等によって得られた複製物については、申請書に記載した目的又は方法以外の利用並びに転貸は禁止とする。

(3) 著作権法上の問題が生じた場合は、申請者がその責をすべて負うこととする。

(4) 出版物及びテレビ放映等に利用した場合には、当該出版物を添えて報告すること。

(5) 撮影によって資料を損傷したときは、資料の修復及び再製等に要する経費は申請者が負担する。

(収蔵資料の調査)

第5条 展示室で収蔵資料についての調査を希望する者は、様式3の申請書を提出のうえ、調査の許可を得るものとする。

2 調査を許可する際は、次の条件を付す。

(1) 撮影・借用等によって得られた複製物について、申請書に記載した目的又は方法以外の利用並びに転貸は禁止とする。

(2) 閲覧によって資料を損傷したときは、資料の修復及び再製等に要する経費は申請者が負担する。

(収蔵資料の貸出)

第6条 博物館の収蔵資料の貸出については、別途博物

館貸出要綱に基づいて運営するものとする。

(資料の寄贈及び評価)

第7条 博物館資料の寄贈については、別途博物館寄贈資料受入要綱及び資料評価要綱に基づいて運営するものとする。

附 則

この細則は、平成 24 年4月1日から実施する。

組織 4

中部大学民族資料博物館寄贈資料受入要綱

(目的)

第1条 この要綱は、博物館の寄贈資料の受け入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(条件)

第2条 寄贈資料を受け入れしようとするときは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

(1) 寄贈資料の受け入れをしようとするときは、学術的かつ研究的に優れたものである場合のほか、高額及び大量の寄贈資料を受ける場合は、民族資料博物館運営委員会の議を経なければならない。ただし、教職員の退職等の際に寄贈を受ける場合は、所属長の推薦を必要とする。

(2) 寄贈資料は、保存が可能であり維持管理ができるものであること。

(3) 資料の活用について、寄贈条件が付けられていないものであること。

(評価)

第3条 寄贈資料については、原則として評価を受けなければならない。

(表彰)

第4条 高額な資料の寄贈については、感謝状ないしは表彰をすることができるものとする。

(その他)

第5条 学校法人中部大学固定資産及び物品管理規程の物件に該当する寄贈申し込みがあった場合は、規定に基づき受贈手続きを行う。また、受け入れにあたって工事等が必要となる場合は、事前に管財部と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年4月1日から実施する。

資料調査申請書

(様式3)

平成 年 月 日

中部大学民族資料博物館長 殿

申請者
(住所)
(連絡先)
(氏名) 印
(所属))

資料調査願

貴館所蔵の資料を下記のとおり調査させていただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 日時
2. 資料(資料名・利用資料点数を明記)
3. 目的
4. 方法(閲覧・撮影・実測など)
5. 備考

以上

団体見学申請書

(様式1)

平成 年 月 日

中部大学民族資料博物館長 殿

(団体名)

(代表者名)

印

展示室見学について(依頼)

下記のとおり、団体見学の受け入れをお願いいたします。

記

1. 日時 平成 年 月 日()
時 分 ~ 時 分
2. 人数 人
内訳)・引率者 人
・小学生未満 人
・小学生(学年) 人
・中学生(学年) 人
・高校生(学年) 人
・学生 人
・大人 人
3. 目的
4. 担当・引率者氏名
連絡先
5. 備考

以上

関係法規

中部大学民族資料博物館は2013(平成25年)2月に、愛知県教育委員会から「博物館相当施設」の指定を受け、わが国の「博物館法」に則して活動している。

博物館法

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、博物館の設定及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館を除く。)のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除く。)が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)をいう。

(博物館の事業)

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な

説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和25年法律第214号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第4条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者

と認めたる者

2 前項第2号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第6条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第9条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第9条の2 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第2章 登録

(登録)

第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条及び第29条において同じ。)の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。)に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第11条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければ

ならない。

一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

第12条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第1項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

一 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

二 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

三 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

四 1年を通じて150日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第13条 博物館の設置者は、第11条第1項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第11条第1項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

第14条 都道府県の教育委員会は、博物館が第12条各

号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から2年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第 15 条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消ししなければならない。

(規則への委任)

第 16 条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第 17 条 削除

第3章 公立博物館

(設置)

第 18 条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第 19 条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第 20 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 21 条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 22 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第 23 条 公立博物館は、入館料その他持物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第 24 条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第 25 条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第 26 条 国は、博物館を改正する地方公共団体に対し第 24 条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第 1 号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第 3 号及び第 4 号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第 14 条の規定による登録の取消があつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第4章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第 27 条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第 28 条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第5章 雑 則

(博物館に相当する施設)

第 29 条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大

臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第2項の規定を準用する。

昭和26・12・1法律285号／改正平成26・6・4・法律51号
(施行=平成27年4月1日)

* * * *

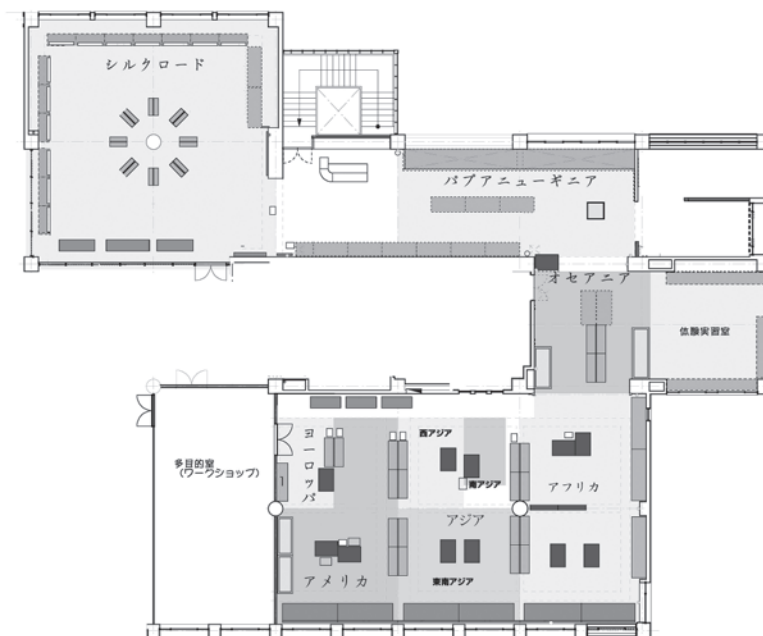
施設 1

施設概要

展示室――	
シルクロード室	171.58 m ²
常設展示室	444.77 m ²
多目的室	80.20 m ²
学習スペース――	
実習室	展示室中 約40 m ²
自習室(作業室)	39.98 m ²
収蔵庫――	
解梱・撮影用前室(収蔵庫1)	53.25 m ²
収蔵庫(収蔵庫、収蔵庫3、搬入用経路含)	126.49 m ²
事務室――	
事務室	45.72 m ²



民族資料博物館 多目的室



展示室平面図

3

研究調査・論文



民族資料博物館 授業使用

＜標準語彙(ボキャブラリ)＞設定、そして学術的専門辞典の概念設定

—— デジタル・ヒューマニティズの課題

前田 富士男

ゲティ学術研究所(Getty Research Institute)の提示した『美術・建築分類用語集(Art & Architecture Thesaurus=AAT)』は、美術史・文化史領域の実在対象物(object)を複数階層的に分節する観点から作成された用語分類である。AAT の用語は、8 つの切面(facet)に分節した表記をとる。つまり、1. 実在対象物名称、2. 連合概念(領域横断性・来歴…)、3. 形状計測的特性、4. 様式・画期、5. 制作主体(作者・画派・団体・教団…)、6. 制作契機、7. 物体的特性、8. 商標、である。1980年代からゲティ学術研究所が主導したこの用語集は、1990年に3巻本として出版、およびデータ・メディア化もなされ、今日にいたるまで発展の道を歩んできた[1]。

国際博物館会議(International Council of Museums=ICOM)内の専門委員会「ドキュメンテーション国際委員会(International Committee for Documentation=CIDOC)は、博物館収蔵資料を対象とするドキュメンテーション作業の標準化のために「専従グループ(Special Interest Group)」を組織し、「概念参照モデル(Conceptual Reference Model=CRM)」を作成した。一般に「CIDOC CRM」と呼ばれるモデルである。博物館収蔵資料および文化遺産資料を対象領域とするこのモデルは、1988年頃より検討に着手し、1996年にはその基礎を確定し、1999年には最初の「CIDOC CRM」が提示された[2]。

これらのモデルは、その対象資料および博物館・美術館という運用の場に明らかなように、人間社会の文化と歴史に関連する「知」の再構築を目指す本質的な提案であり、グーテンベルク革命につづく第二の知的な革命を担う現代情報社会の壮大な実験にほかならない。ここでは目下、データ・モデルで人間の用いる言語の問題、つまり概念や観念、「語彙」をいかに構築するか、が主題化されている。

20世紀初頭に哲学は、人間の意識や行動の解明から、人間社会に特有な言語の分析へと関心を転換した。ひろく「言語論的転回(Linguistic Turn)」と呼ばれる出来事である。この転回にはさまざまな方向を読みとれるとしても、「我思う、ゆえに我あり」(デカルト)のように私性と外界性とを区分してきた近代哲学が、言語観を公共的な言語の解明と運用へと革命的に転回した意義は見紛うはずもない[3]。

現代のデータ・モデルにおける「語彙」の問題は、たんに手法的な提案ではない。現在の標準語彙問題は、1世紀前の「言語論的転回」にも等しい変革を告げている。

1. 用語・語彙の成立あるいは画定をめぐって

CIDOC-CRM は、従来のデータ・モデルが規範性を目的とし、かつ資料解釈の自由度を保つために採用した「ミニマリズム」に対し、そこから離れ、むしろ多言語かつ多様で異質なデータを「接合」しうる「マキシマリズム」を方法論に採用した[4]。しかも、われわれの理解では、このモデルを特徴づけている「マキシマリズム」の根拠は、反規範性ではなく、実は科学的合理主義的な還元主義に帰着する。なぜなら、このモデルは、実在対象物しか関連領域に措定しない「領域存在論(domain ontology)」の立場をとり、存在論的「実体(エンティティ entity)」とその「属性(プロパティ property)」という合理的関係を分類の指標とするからだ[5]。

本来ならミニマリズムを根拠づける属性還元主義が、じつはマキシマリズムを根拠づけている事態こそ、このモデルの現代的有用性を支えている重要な特性であろう。このマキシマリズムは、「物語としての歴史」(アーサー・ダント)が本質視する解釈多元性を原理的に排除し、ラディカルに合理主義的多様性を目標とする。言い換えれば、用語・語彙の成立過程よりも、多数の用語・語彙が成立した結果を画定し、それを分類してゆく作業を目的としている。

そもそも分類用語/シソーラス(thesauras)とは、個別概念の成立史よりも、成立した結果の概念群を整序する手続きである。この手続きにおいて概念群内の個別概念の役割の軽重が研究史から議論されるとしても、そうした観点は、とくに本質視されない。むしろ概念間の関係を樹木状の外延関係にクラス分類し、位置づける作業が重要とみなされる。この点で、ポスト・モダニズム的な多様性・相対性を内包しているがゆえに、かえって注目せざるをえないのだ。

むしろ、美術史・文化史・自然史領域における資料データ・モデルは、1995年にOCLC(Online Computer Library Center)とNCSA(the National Center for Supercomputing Applications)が開発した「ダブリン・コア(Dublin Core)」の15のメタデータ・基本要素集合(Meta Data Element Set)や、オランダの国立美術史資料館(Rijksbureau voor Kunsthistorische Documentatie=RKD)の主導した美術史図像学における「アイコンクラス(Iconclass)」の10組の題材分類ほか、多くのモデルを成立させた。

こうしたモデルでは、対象資料がその個別的生成において、また歴史的相関関係に位置づけられる以上、用語・語彙・概念の外延的な画定よりも、それに先行する用語・

語彙・概念の意味内容・内包の成立や変遷も追究されたと理解してよい。作品の意味内容を解釈する図像学をあげるまでもなく、画面中の3人家族がマリアとヨセフと幼児イエスの聖家族か、貧しい家族か、あるいは一般市民にまだ家族概念の成立していなかった中世では、たんに夫婦と子どもか、いったいどのように表記するか、学術的な専門研究の成果が求められる。だが、ダブリン・コアもアイコンクラスも、用語・語彙の成立への関心を保持しながらも、やはり明らかに用語・語彙の画定へとモデル作成の重点を移した。

なぜなら、これらのモデルの構築過程で、コンピュータ科学におけるプログラミング言語の適用とともに、言語概念の、より有効な用法が要請されるようになったからだ。1990年代に、現代の知識や記録、記憶は、新たにデジタル・アーカイヴのもとでラディカルに統合・接合・リンク化される道を歩み始めた。知的世界にとり、本質的な変化が誕生する。

研究の現実に焦点を合わせれば、これは、博物館や美術館、また研究アーカイヴなどがそれぞれの収蔵品の特性にふさわしい独自のデータ・モデルを整備する態度にとどまってはならない、との方法論改訂の要請にほかならない。すなわち、1960年代から各機構・施設内で取り組んできた実物資料、画像データ、音響データ、図書、研究文献などにまたがる「領域横断(Cross-Domain)」的データ整理をいったん停止し、再度見直しを行うべきとの要請に等しい。事態は、個別研究機関内ではなく、多数・異領域の機構・施設相互間の統合・接合・リンクを指標として「超・領域横断」検索／発信を優位におく局面を迎えた。

そしてこの局面は、たとえそれぞれ個別の機構・施設内の有用性を制限する事態が生じるとしても、それ以上にラディカルに、多数の機関相互間の交通性・共有性を価値判定基準で優先すべきだと、いわば倫理的に要請する。

この規範の焦点は、図書館の図書類、博物館の標本類、美術館の作品類、文書アーカイヴのテキスト類、リサーチ・アーカイヴの有形・無形資料類に関する諸データ・モデルの相互交通性、マッピング可能性の遵守にある。そのために、データ・モデル間の差異を減少させ、情報検索・発信のプロトコルを標準化する作業が緊要な課題となる。この課題解決にむけて、HTMLに代わる LOD(Linked Open Data)が開発され、そして、「語彙標準化(Vocabularies - standardization)」が要請されるようになる。

では、語彙をめぐるこの「標準化」もしくは「基準化(normalization)」とは何か。そう問いかけざるをえない。すでに20世紀は、思想史・哲学史の立場から、われわれの用いる言語・概念の、つまり、考える、信じる、愛するといった「プロト・標準語彙」を的確に定義する学術的専門辞典を刊行してきたからだ。では、標準化の意味を問おう。

2. 標準化と「属性」——スピノザの再生

標準化とは、事物の有効な運用を実現するために、物

(製作品、制作品、生産物)や事(組織、経緯)に特徴的な指標を設定し、その指標を合理化・統一化する手続きを意味する。これは、近代社会固有の典型的な手続きで、その実践は、1907年にミュンヘンで結成された「ドイツ工作連盟(Deutscher Werkbund=DWB)」に始まる。デザイン史・美術史で周知のことゆえ、詳述するまでもない。分かりやすい事例として、塗料・染料・顔料における色名の「標準化」を想起すればよい。色相・彩度・明暗度で異なる複雑多様な色彩の名称は「工業規格」として標準化しないかぎり、その生産・販売・使用が混乱に終始する。色名はたんに一例にすぎない。ドイツ工作連盟による工業・産業の全領域における生産品の標準化の提唱は、1917年に実行にむかい、やがて「ドイツ工業規格(DIN)」として世界的に認知され、第二次世界大戦後に「国際標準化機構(ISO)」に継承された。それゆえ、「標準化」は、近代デザイン史で常識に属する形式知のひとつの手続きにほかならない。

しかしながら、いまわれわれが注意すべきは、現代の情報科学において「標準化」の対象領域として「言語」・「語彙」が設定された事態だ。これは「概念」の標準化に、場合によっては思想の合理化・統一化に連続するから、現代的な知のあり方として非常に特異なアスペクトを持つ。

「語彙標準化」の代表例は、ゲティ学術研究所の展開する「ゲティ語彙集(The Getty Vocabularies)」である。同研究所は、冒頭に記したように1980年代からAATを中心に美術史領域のデータ・モデルの用語統合化を追究しており、2002年以降に「分類用語集(thesaurus)」概念に加えて、より包括的な「語彙」概念を使用するようになる。いわゆる「ゲティ標準語彙(The Getty Vocabularies)」である。

「ゲティ標準語彙」は、美術と建築、隣接専門学科にまたがる索引・検索情報を視野において、標準語彙を有用化する方法を具体化し、AATとともに、1994年ころから「芸術家名総覧(Union List of Artist Names=ULAN)」を整備し、ほかに「ゲティ地名分類用語集(Getty Thesaurus of Geographic Names=TGN)」、「文化財名称一覧(Cultural Objects Name Authority=CONA)」、「ゲティ図像学一覧(Getty Iconography Authority=IA)」の合計5つの語彙集を連動させ、国際的な多言語間の交通を目的としている。

そもそもゲティの提示するデータ・モデル「美術作品記述カテゴリー(Categories for the Descriptions of Works of Art=CDWA)」は、CIDOC-CRMとは異なって、対象資料に関する情報中からどの記録項目を選択すべきかを重視するモデルであり[6]、いわば美術館・博物館のドキュメンテーション作業に即したモデルのはずなのだが、このようなモデルでさえ、「語彙」をラディカルに標準化し、使用する取り組みを推進している。これは注目すべき取り組みと言わざるをえない。というのも、この場合における「語彙」とは、実体として実在する対象資料の「属性」だからである。

本来、美術作品は、非言語メディアとして、物質的塊量

が量感へ、絵具が線・明暗・色彩のイメージへ変容する過程、つまり表現行為を本質とする。そもそも表現行為は、表現を実現する多様な要素に還元して分析しても、表現行為の全体やそのコミュニケーションのありようは、とらえがたい。たとえば、1点の宗教彫刻作品において、その大きさや姿勢、材質、彩色、技法、持物の特性を物理的寸法、木材・石材の同定、絵具の分析、寄木か塑造か、被服・付属物などを、作品の属性として語彙カテゴリーに画定しても、作品の全体像は把握しがたい。使用される用語・語彙はつねに、不安定な属性表記なのである。

このような常識は、いま細かく言及する必要もないし、あらゆるデータ・モデル構築者も熟知している課題である。つまり、データ・モデルにおける用語・語彙の揺らぎは、当然の事態として、むしろ能動的に肯定されてきたとも思われる。しかしながら、CIDOC-CRM や「ゲティ標準語彙」は、そうした事態を知悉しつつ、用語・語彙の揺らぎの克服を志向している。つまり、各言語圏・文化圏で学術的に評価を得ている国語辞書・辞典、人名辞典、地名辞典、図像学辞典、作品名カタログへと語彙の出典を拡大し統一化を試みる。

こうした取り組みを観察していると、問題がたんなるデータ・モデル構築方法の手続きにとどまらない、と考えざるをえない。すなわち、これらのモデルにおける「実体」と「属性」、あるいはオントロジー(存在論)は、先端的な情報科学者の用いる特殊な専門術語と括られやすい。だが、そうではない。そもそも人物の属性としての人名、ある土地の属性としての地名、といった認識を拡大して統一化する作業は不可欠だが、この作業の帰着する場はどこなのか。

近代的な「存在論」、もしくは実体と属性という問題は、ただちに17世紀以降の近代哲学の基本課題を浮き彫りにする。焦点に位置するのは、スピノザであろう。

近代哲学の革命者スピノザの思想は、哲学者エルンスト・カッシーラーによって見事に浮き彫りにされている。

「理解するとは一貫して『純粋な受動』と考えられねばならない。つまり、われわれがある事柄について何ごとかを肯定したり否定したりするのではなく、むしろ事柄そのもののほうが、われわれのなかでおのれについて何ごとかを肯定したり否定したりするのである。意識は外からもたらされる結果を受け取るだけである」[7]。

3. 記述とは何か

スピノザは、「我思う」の能動性を主張したデカルトとは反対に、外的対象・客観そのものが知性に直接に顕現する場面での受動性を認識の本源とみなした。世界全体の実体的統一性が認識に先行し、認識を裏付けるからである。この点で、実体をまず措定する「標準語彙」の立場は、スピノザ主義の延長に位置するとみなして、不当ではない。今日、实在論的思想とスピノザ主義の連関は指摘も多い[8]。

文学や音楽、演劇、舞踏と異なって作品の实在性を特

性とする美術作品について、われわれの関心で最も重みを持つメタデータは、そもそも实在資料の「属性」として確定しがたい項目、すなわち当該機構・施設の専門研究者の記述する「解釈的」項目である。CIDOC 当初のガイドラインに戻れば、「描写主題記述 (Subject depicted description)」の図像学/主題/内容で、「定義: 資料あるいは資料上の装飾についての抽象的あるいは描写的コンポジション、あるいはコンポジションの解釈のテキストによる記述。事例: 背景に小村のある広大な畑で、ジャガイモを持つ一人の女性」と例示されている[9]。他方、ゲティのCDWA をみれば、メタデータ項目 31 組の中の「16. 主題項目 (Subject Matter)」の「16.5 主題解釈史 (Subject Interpretive History)」では、「定義: この主題の意味史に定める当該作品の解釈史あるいはイコノロジー。イコノロジー研究によって図像学的主題の意味の発展と変化を、長い歴史に即して、また単一社会をこえる複数社会に即してあつづけること。事例: 本作品では、聖母子表現中にキリストの受難が含意されており、これは初期キリスト教美術に由来する表現である」[10]。これらの事例のように「広大な畑で、ジャガイモを持つ女性」もしくは「受難を含意する聖母子」といった作品の意味内容、解釈に関連する記述が語彙統制・語彙標準化のもとで行われることになる。むしろ、われわれはこの現代的な記述の拡大手続きを否定しない。

だが問題の核心は、作品の解釈や思想に関連する語彙や概念の標準化が哲学や思想史によって記述されてきたにもかかわらず、その成果を無視しがちな情動的認識の風景そのものにある。「労働」や「受難」の用語・語彙は、国語辞書・辞典ではなく、学術的専門辞典によって思想的概念として究明・定義され、概念史上の精査を閲してきた。

思想領域における学術的専門用語の語彙集とは、端的に「思想史辞典」と呼ばれる。思想・観念史 (History of Ideas) は、アメリカの哲学者アーサー・O・ラヴジョイの著書『存在の大いなる連鎖』(1936年)を嚆矢に、多くの優れた思想史・観念史辞典を生み出した。ラヴジョイの衣鉢を継ぐフィリップ・P・ウィーナー編『西洋思想大事典』(1973年)が知られ、ドイツでは人文科学研究の際だった成果といべき『哲学用語史辞典 (Historisches Wörterbuch der Philosophie)』全13巻が、1971年に第1巻 (A-C) の刊行を開始し、33年後の2004年に最終第13巻 (W-Z) を上梓した[11]。ともに浩瀚な内容ながら「辞書 (dictionary, Wörterbuch)」の編集方針をとり、後者の辞典では、古典古代の語源をふくめ、独伊英英語圏の類語の検討も含むから、まさに「思想・観念史語彙集」とみなしてよい。これほどの成果を持つ思想史辞書はほかに見当たらない。いまこうした「思想・観念語彙集」をあげるのは、これらが、現在の「語彙標準化」と顕著な対立性を保持するからだ。なぜなら、データモデリングの「語彙標準化」が「実体」としての対象の備える「属性」と「語彙」とを相関化させるのに対し、思

想・観念は事物の「属性」ではないからである。

もとより、そう指摘すれば、「語彙標準化」は、領域存在論における実体／属性の関連を指定する以上、思想・観念の実体／属性とは次元を異にしている、との反論が提示されよう。だが、ここで重要な機能を持つ概念に注目せざるをえない。それは「記述(description, Beschreibung)」である。

データ・モデルは、「記述」をモデル構築の中核におき、多用する。この記述概念は、「記載」と訳出すべきと思われるが、実体としての対象資料とその属性とを結びつける機能を賦与されている。だが、それに対し、思想史辞典では、「記述」概念はそうした役割を持たない。なぜなら、人間の思想や自然認識は人文科学領域では、合理的な観察／分析ではなく、現象学的な直観／記述という関連が機能するからだ。上記したような「労働」する姿や「受難」といった用語は、ある出来事の属性ではない。人間の行為や行動のありようは、それを直観し、歴史の物語に定位させつつ、言語化し解釈してゆく手続きから浮かび上がる。ここでは、「直観と記述」が表裏一体をなし、記述とは、対象の実体の属性の表記ではない。言い換えれば記述とは、知覚の現象学と連動する対象の解釈なのだ。その点で、領域存在論における属性の記述とは異なると言わざるをえない。

ところが、この問題はさらにもう一度、逆転する。というのも、スピノザがいるからだ。彼によれば、世界全体の唯一の実体的な統一のもとでは、思考と延長の二元性は相剋を持たない。解釈的思考と延長的属性とは、過不足無く合致する。その根拠は、世界全体が神の手になる実在だからである。自然事物の連鎖の法則性を神の意志とみなす思想が無神論と異ならず、事物の実体性の認識は数学的依存関係の認識と同一となる。このとき「記述」は、有限な事物の属性と無限の存在とを接続する特異な分裂／合致を生きることになる。「記述」を欠けば、体系は構築されえない[12]。スピノザのこうした認識は、今日のデータ・モデルの記述と非常に接近する。この問題は、より詳細に論じるべきだが、ここでは問題提起の水準にとどめておこう。

少なくとも、「記述」がヨーロッパ的思想概念の根底をなすことは看過してはならない。神は、事物世界すべての建築家としてあらゆる存在を創出したから、世界の存在とは神の記述した「本」にほかならない。実体とは、事物の内在的原因としての連関・秩序であり、法則性なのだ。人間はその記述を継承する。人間の記述とは、存在論的に把握するなら、神の仕事を記号として事物存在に見いだす手続きだ。では、神無き世界の事物にも記述は可能なのか。

現代の「語彙標準化」は、領域存在論に特定して実体／属性を論じるが、それは、思想史・観念史の語彙と矛盾するわけではない。だが、単純に実体／属性／記述を直列的に認容すべきでもない。いま緊要な課題は、「語彙標準化」をデジタル・メディアの手法として困いこまず、たえず思想史・観念史の「辞書」の語彙と照合する努力である。

註

- [1] Toni Petersen, Paul Getty Trust(Ed.), *Art & Architecture Thesaurus*, 3 vol., New York: Oxford University Press, 1990. ウェブサイト <http://www.getty.edu/vow/AATHierarchy?find=&logic=AND¬e=&english=N&subjectid=300000000> 参照。
- [2] 最新版は、Nick Crofts, Martin Doerr, Tony Gill, Stephen Stead & Matthew Stiff(Ed.), *Definition of the CIDOC Conceptual Reference Model*, Produced by the ICOM/CIDOC Documentation Standards Group, Continued by the CIDOC CRM Special Interest Group, Version 5.0.4, November 2011. を参照。ウェブサイト http://www.cidoc-crm.org/sites/default/files/cidoc_crm_version_5.0.4 を参照。なお、3.4 版の編訳は、下記。『文化遺産情報の Data Model と CRM』ICOM CIDOC 編、鯨井秀伸編訳、アート・ドキュメンテーション叢書 1、勉誠出版、2003 年。
- [3] Richard Rorty(ed.), *The Linguistic Turn*, Chicago:Chicago UP, 1967.
- [4] CIDOC CRM の内容紹介とその評価については、下記の重要な論考を参照のこと。田窪直規「国際博物館会議国際ドキュメンテーション委員会の概念参照モデル CRM について——その概要と評価」、『アート・ドキュメンテーション研究』10 号、アート・ドキュメンテーション学会、2003 年、20-36 頁。
- [5] オントロジー、実体と属性については、下記の明確な分析を参照。村田良二「CIDOC CRM によるデータモデリング」、『アート・ドキュメンテーション研究』11 号、アート・ドキュメンテーション学会、2004 年、49-60 頁。
- [6] CDWA は下記を参照。 https://getty.edu/research/publications/electronic_publications/cdwa/definitions.pdf
- [7] エルンスト・カッシーラー『認識問題』2-1、須田朗ほか訳、みすず書房、2000 年、68 頁(Ernst Cassirer, *Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenschaft der neueren Zeit*, Berlin 1907)。
- [8] ジル・ドゥルーズ『スピノザと表現の問題』工藤喜作ほか訳、法政大学出版局、1991 年、43 頁以下(Gilles Deleuze, *Spinoza et le problème de l'expression*, Paris: de Minuit, 1968.)。
- [9] 鯨井秀伸編訳書、註[2]、79 頁。
- [10] CDWA、註[6]、p.25.
- [11] アーサー・O・ラヴジョイ『存在の大いなる連鎖』内藤健二訳、晶文社、1975 年(Arthur O. Lovejoy, *The Great Chain of Being, a Study of the History of an Idea*, the William James lectures delivered at Harvard University, 1933, Cambridge: Harvard UP, 1936)。『西洋思想大事典』フィリップ・P. ウィーナー編、荒川幾男ほか編訳、平凡社、1990 年(*Dictionary of the History of Ideas, Studies of Selected Pivotal Ideas*, Philip Paul Wiener(ed.), New York: Scribner, 1973)。Historisches Wörterbuch der Philosophie, hrsg.v. Joachim Ritter, Darmstadt Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1971-2004.
- [12] カッシーラー『認識問題』2-1、註[7]、96 頁、参照。

中部大学民族資料博物館 年報 2017 7号 ©

平成 30(2018)年 3 月 31 日 編集

平成 30(2018)年 5 月 31 日 発行

編集・発行 中部大学民族資料博物館 館長 荒屋鋪 透

〒487-8501 愛知県春日井市松本町 1200

TEL 0568-51-9193(直通) FAX 0568-51-9194

<https://www3.chubu.ac.jp/museum/>

ISSN 2434-2491

印刷 不二印刷工業株式会社
